

【東峰村ウォーキングマイレージ事業参加要領】

参加者は、東峰村ウォーキングマイレージ事業の趣旨に賛同し、本事業に参加するものとします。また、本事業は東峰村ウォーキングマイレージ事業実施要綱に基づき実施されます。

1. 個人情報の取り扱い

本事業でご提供いただいた個人情報は、すべて東峰村に帰属し、東峰村の監督のもと、東峰村及び東峰村が委託した事業者が管理します。

個人情報の利用については、「東峰村個人情報の保護に関する条例」を遵守するとともに個人情報の保護に十分配慮します。また、事前に本人の同意がある場合を除き、個人を特定したデータの公表は一切行いません。

2. 対象者

20歳以上の東峰村民又は東峰村在勤者であり、ウォーキングによる健康づくりに参加したい方

3. 個人情報の収集・利用・提供

(1) 参加者には、本事業に必要な個人情報を提供していただきます。

「個人情報」とは個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいい、特定の個人を識別できない情報については、当該「個人情報」から除かれます。

(2) 東峰村及び東峰村が委託した事業者は、本事業で得た個人情報を本事業に関する通知、連絡、アンケート調査に利用させていただく場合があります。

(3) 東峰村は、本事業で収集した個人情報を本事業の目的以外に使用することはありません。

(4) 東峰村は、本事業から得た情報及びデータを個人が特定できない形で統計・分析等に利用することがあります。

(5) 本事業は、株式会社NTTドコモの提供するサービス「計測ステーション」「HEALTHPLAYER」及びFitbit社の提供するサービス「Fitbitアプリ」を一部利用します。

4. 禁止事項

本事業の参加にあたり、下記いずれかに該当する行為を禁止します。また、下記いずれかの行為を誘引、助長する行為も同様とします。参加者が下記に違反したことによる損害は、参加者のご負担となります。

(1) 活動量計の貸与、譲渡、販売、質入れその他の担保利用

(2) 法令または公序良俗に反する行為

(3) 本事業に関する情報を改ざん（歩数の手入力による加算を含む）または消去する行為

(4) その他第三者に不当に不利益を与える行為

5. 活動量計の管理・紛失・故障・再貸与等

村が貸与した活動量計の所有権は村に属し、参加者は善良な管理のもと活動量計を取り扱うものとします。

(1) 活動量計の紛失・故障が発生した場合、すみやかに保健福祉課にご連絡ください。

(2) 貸与した活動量計が故障・破損した場合、活動量計販売業者の指定する保証期間内において村が対応します。

(3) 貸与した活動量計の故障・破損の際、水没や落下による破損など、参加者の故意・過失による故障の場合において、本事業で使用している活動量計と同じ型番の活動量計を参加者は実費で購入していただきます。

(4) 貸与した活動量計を参加者が紛失した場合、本事業で使用している活動量計と同じ型番の活

動量計を参加者は実費で購入していただきます。

(5) 村が貸与した活動量計の再貸与は、現に使用する活動量計が故障・破損し、村長が必要と認められた場合に行います。

(6) 本事業の参加を辞退した者もしくは登録を抹消された者は、村が貸与した活動量計を必ず村へ返還してください。

6. 登録事項の変更等

(1) 住所、氏名、電話番号等の登録事項に変更があった場合は、保健福祉課へお問い合わせください。

(2) 登録事項変更のご連絡がなかったため、保健福祉課が連絡を取れないと判断した場合は、本事業のサービス利用を一時停止する場合があります。

7. 事業の終了・変更・追加

(1) 東峰村は、1か月以上前の通知により本事業の全部または一部を終了することができます。また、東峰村は、都合により、特段の通知・承諾なく、本事業の全部または一部の内容若しくは仕様の変更または追加を行うことができます。

(2) 東峰村は、前項の終了、変更及び追加に関し一切責任を負いません。

8. 本事業の中断

東峰村は、以下のような中断事由が生じたときは、参加者に事前通知することなく本事業を中断または制限することがあります。

(1) 過度のアクセスの集中、不正アクセス、ウィルスの侵入、コンピューターネットワーク障害等により、東峰村が事業を継続することにより第三者に不利益が生じる恐れがあると判断した場合

(2) その他東峰村が本事業の中断を必要と判断した場合

9. その他注意事項

(1) 本事業に係る体調管理は、参加者に自己責任で行っていただき、本事業による参加者の行為とその結果について、東峰村は責任を負うことはありません。

(2) 参加者の参加に係る経費は無料とします。ただし、スマホアプリのダウンロードおよび利用に係る別途パケット通信料は、参加者の負担とします。

(3) 万歩計型活動量計の電池交換は、参加者負担で交換してください。本事業のポイントを使用して役場で交換することも可能です。

(4) リストバンド型活動量計を使用する参加者については、Fitbit アプリを登録する際の ID (メールアドレス)・パスワードは、村の指定する ID (メールアドレス)・パスワードを使用し、登録して頂きます。

(5) 本事業において、東峰村から料金を別途参加申込者に請求することはありません。

(6) 万歩計型の歩数データは活動量計に 14 日間保存されます。14 日を経過したデータは順次消去されますので、月に数回は活動量計をリーダーにかざしてデータ送信を行ってください。

(7) 本事業には、本要領及び本事業の実施要綱が適用され、必要に応じて、東峰村はこれらを随時変更することができます。この場合、変更する 1 か月以上前からその変更内容を東峰村のホームページで公開し、その変更内容は、参加者が実際に閲覧したかにかかわらず、ホームページの公開から 1 か月経過した時点で参加者に通知され、また承諾したものとみなします。

(8) 東峰村は、参加者が参加申込書に虚偽、誤記または記入漏れがあった場合や本要領及び本事業の実施要綱に違反した場合等において、本事業への参加や一部または全部の利用の停止をすることがあります。

(9) 東峰村ウォーキングマイレージ事業実施要綱は東峰村のホームページをご覧ください。

(10) 本事業に関するお問い合わせは、保健福祉課までご連絡ください。